

委任契約書（遺言・遺言執行）

依頼者_____を甲とし、受任司法書士中嶋剛士を乙として、甲と乙とは次のとおり委任契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、下記の処理を委任し、乙はこれを受任する。

- 遺言の作成
- 上記の遺言に基づく遺言執行

第2条 乙は司法書士法及び所属司法書士会の会則等に則り、誠実に委任事務の処理にあたるものとする。

第3条 甲は乙に対し、後記報酬基準（報酬算定方法）に従い、後記の着手金、報酬金、事務手数料及び実費等を支払うものとする。

第4条 甲が着手金、報酬金、事務手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、乙は事件等に着手せずまたはその処理を中止することができる。

第5条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、乙は、甲と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの司法書士報酬の全部もしくは一部を返還し、または司法書士報酬の全部もしくは一部を請求するものとする。

2 前項において、委任契約の終了につき、乙のみに重大な責任があるときは、乙は受領済みの司法書士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、乙が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、乙は、甲と協議のうえ、その全部または一部を返還しないことができる。

3 第1項において、委任契約の終了につき、乙に責任がないにもかかわらず、甲が乙の同意なく委任事務を終了させたとき、甲が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他甲に重大な責任があるときは、乙は、司法書士報酬の全部を請求することができる。ただし、乙が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

報酬基準（報酬算定方法）

※ 以下の着手金・報酬金の金額（実費費用を除く）に、消費税相当分を付加する。

□ 遺言の作成

1 着手金（手数料）の額

（1）着手金の金額は、下記の表に基づき算出された金額とする。

①基本料金	5万円
②不動産（1件ごとに）	1000円
③預貯金・株式等の口座（1口座ごとに）	1000円
④その他有価証券（1銘柄ごとに）	1000円
⑤その他の財産（1個につき）	1000円
⑥証人費用及び日当（証人2名分）（※1）	4万円
⑦保管費用（※2）	1万円
⑧文案の推敲を要する場合（※3）	5万円

（※1）公正証書遺言の場合に必要になります。

（※2）自筆証書遺言で、かつ、希望する方のみ必要です。

（※3）全財産を1名に相続させる旨の遺言の場合ではない場合
例：配偶者居住権の設定、清算型遺贈など

（2）上記（1）の金額が、15万円を超える場合には、15万円とする。

2 相談日当等（□ 徒歩圏内 かつ 特別事情により日当を免除）

（1）半日（4時間以内）あたり、金1万円

（2）1日（4時間を超）あたり、金3万円

3 実費費用

（1）公正証書作成費用

（2）交通費（公共交通機関で移動した場合の金額とする。）

□ 遺言執行（遺言執行者として当事務所を選任される場合）

1 着手金（手数料）の額

（1）着手金の金額は、下記の表に基づき算出された金額とする。

①基本料金	3万円
②不動産（1件ごとに）	1万円
③預貯金・株式等の口座（1口座ごとに）	1万円
④その他有価証券（1銘柄ごとに）	1万円
⑤その他の財産（1個につき）	1万円
⑥受遺者数加算（1名につき）	1万円

（2）着手金の支払い時期は、遺言作成時となります。

2 遺産執行業務の報酬金の額

（1）遺産執行業務の報酬金の額は、相続財産の評価額を下記の①～④の区分により算出した金額とする。ただし、最低報酬は30万円とする。

	相続財産の評価額	遺言執行者の報酬
①	5000万以下の部分	1.0%
②	5000万円を超え1億円以下の部分	0.5%
③	1億円を超え3億円以下の部分	0.3%
④	3億円を超える部分	0.2%

（2）相続財産の評価額の基準は下記の①②とおりとす。

①相続税の申告がある場合には、相続税申告書の額の評価額とする。

②相続税の申告がない場合には、

ア 時価評価額を算定できるときには、時価評価額を評価額とする。

イ 時価評価額を算定できない場合には、下記ア～エの金額を評価額とする。

（ア）不動産 固定資産税評価額

（イ）株 式 上場企業の場合は、被相続人の死亡日の終値
非上場企業の場合は、100万円

（ウ）自動車 普通自動車は100万円、軽自動車は50万円

（エ）その他 売却代金または査定書など

③遺言執行にかかる費用（執行者の執行のためにかかった旅費、交通費、相続登記のための費用、不動産売却手続きのための仲介手数料その他費用を含むがこれら限られません。）は、その実費の額とする。

3 実費費用

（1）公的証明書取得手数料・印紙代・郵送料など

（2）交通費（公共交通機関で移動した場合の金額とする。）

□ 事務手数料

下記の各種証明書が追加して必要になる場合には、
各種証明書取得手数料 1通あたり金1000円

- 戸籍の謄抄本（現在戸籍・原戸籍・除籍）
- 住民票の写し・戸籍の附票
- 不在籍・不在住証明書・告知書（廃棄済証明・焼失証明）
- 住所変更証明書（住居表示の実施や町名町界変更などに伴うもの）
- 固定資産の評価証明書（評価通知書）

令和 年 月 日

依頼者（甲）

住所

氏名

印

受任司法書士（乙）

名古屋市千種区茶屋坂通二丁目69番地

茶屋ヶ坂パークマンション504

司法書士なかしま事務所

司法書士 中嶋 剛士

印

TEL: 052-737-1666

FAX: 050-3730-2992

登録番号 愛知第1924号 認定番号 第1318043号